財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

なければならない。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適計算規則の定めにかかわらず、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、第十条の二 特定信託財産について作成すべき財務諸表について、こ(注記の方法)	目次 第一章 (略) 第二章 貸借対照表 第二章 貸借対照表 第二目 資本剰余金(第六十三条・第六十四条) 第四目 利益剰余金(第六十五条・第六十四条) 第五目 雑則(第六十七条—第六十八条の二の四) 第三章—第七章 (略)	改正案
なければならない。ただし、金融庁長官が注記を記載することが適当うの規則の定めにかかわらず、この規則の規定により注記すべき事項と同一の事項がある場合には、第十条の二 特定信託財産について作成すべき財務諸表について、こ(注記の方法)	目次 日次 第一章 (略) 第一章 貸借対照表 第二章 貸借対照表 第二目 資本準備金及び利益準備金(第六十三条・第六十 第四目 その他の剰余金又は欠損金(第六十五条—第六十 四条) 「四条) 第五目 雑則(第六十八条の三) 第五章 第七章 (略)	現

当でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

(資本の分類)

第五十九条 資本は、資本金、 記載しなければならない。 資本剰余金及び利益剰余金に分類して

(削る)

(資本金に関する注記)

第六十一条会社が発行する株式及び発行済株式の種類及び総数は、

注記しなければならない。

第三目 資本剰余金

(資本剰余金の区分表示)

第六十三条 資本剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に

従い、当該剰余金の名称を付した科目をもつて掲記しなければなら

資本準備金

| その他資本剰余金(資本準備金及び法律で定める準備金で資本

準備金に準ずるもの以外の資本剰余金をいう。

2 次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記 法律で定める準備金で資本準備金に準ずるものは、 資本準備金の

しなければならない

用でないと認めて別に指示した事項については、この限りでない。

(資本の分類)

第五十九条 資本は、資本金、資本準備金、利益準備金及びその他の

剰余金に分類して記載しなければならない。

2 前項の場合において、 欠損金として記載しなければならない。 資本の欠損がある場合には、

(資本金に関する注記)

第六十一条会社が発行する株式及び発行済株式の総数は、 ければならない。 注記しな

第三目 資本準備金及び利益準備金

(資本準備金及び利益準備金の表示)

第六十三条 資本準備金及び利益準備金は、それぞれ資本準備金及び

利益準備金の科目をもつて掲記しなければならない

(新設)

(新設)

2 名称を付した科目をもつて掲記しなければならない 資本準備金又は利益準備金の次に別の科目を設け、当該準備金の 法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものは

、当該資本剰余金の発生源泉を示す名称を付した科目をもつて掲記3 第一項第二号のその他資本剰余金に属する資本剰余金については

(新設)

しなければならない。

(資本準備金による欠損てん補の注記)

注記しなければならない。

月(当該処分に係る決算について株主総会の承認があつた年月)を金の名称、欠損てん補に充当された金額及び欠損てん補を行つた年第二項に規定する準備金で欠損てん補を行つた場合には、当該準備第六十四条 当該事業年度開始の日前二年以内に資本準備金又は前条

第四目 利益剰余金

(利益剰余金の区分表示)

もつて掲記しなければならない。 目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目を第六十五条 利益剰余金に属する剰余金又は損失金は、次に掲げる項

| 利益準備金

二・三 (略)

しなければならない。 次に別の科目を設け、当該準備金の名称を付した科目をもつて掲記2 法律で定める準備金で利益準備金に準ずるものは、利益準備金の2

(準備金による欠損てん補の注記)

第四目 その他の剰余金又は欠損金

(その他の剰余金又は欠損金の区分表示)

を付した科目をもつて掲記しなければならない。、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称第六十五条(その他の剰余金又は欠損金に属する剰余金又は損失金は

二・三 (略)

(新設)

行つた場合に準用する。以内に利益準備金又は前条第二項に規定する準備金で欠損てん補を第六十五条の二(第六十四条の規定は、当該事業年度開始の日前二年)

第五目 雑則

(資本の欠損の注記)

額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計金及び第六十八条の二の二に規定するその他有価証券評価差額金の第六十七条(純資産額から第六十八条の二に規定する土地再評価差額

(配当制限に関する注記)

旨及び制限を受けることとなる金額を注記しなければならない。の配当に充当することを制限されているものがある場合には、その第六十八条 資本のうち、商法第二百九十条第一項の規定により利益

2・3 (略)

(再評価差額金の表示)

設け、土地再評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。は、第五十九条の規定にかかわらず、利益剰余金の次に別に区分を第六十八条の二 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金

(新設)

第六十七条 削除

(配当制限に関する注記)

2・3 (略)

(再評価差額金の表示)

設け、再評価差額金の科目をもつて掲記しなければならない。 は、第五十九条の規定にかかわらず、利益準備金の次に別に区分を一第六十八条の二 土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金

(その他有価証券の評価差額の表示)

(自己株式の保有数の注記)

第六十八条の二の四 会社が保有する自己株式の数は、株式の種類ご

とに注記しなければならない。

(削る)

(利益処分に関する表示方法)

第百十二条 (略)

2 その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、次に掲げる

科目をもつて掲記しなければならない。

一その他資本剰余金

二 その他資本剰余金処分額

三
その他資本剰余金繰越額

分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一項第一号の当期第百十三条(第六十五条第二号の任意積立金を取崩して当期の利益処

未処分利益に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を

(その他有価証券評価差額金の表示)

区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目をもつて掲記しなけ額は、第五十九条の規定にかかわらず、その他の剰余金の次に別に第六十八条の二の二(資本の部に計上されるその他有価証券の評価差

(新設)

ればならない。

第五目 雑則

(利益処分に関する表示方法)

第百十二条 (略)

(新設)

利益に当該金額を加算する形式により、当該積立金取崩高を示す名分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一号の当期未処分第百十三条(第六十五条第二号の任意積立金を取崩して当期の利益処

三・四 (略) 三・四 (略) 一 (略) 一 (略) 三・四 (略) 三・四 (略) 三・四 (略) 三・四 (略) 三・四 (略) 三・四 (略)	三 その他資本剰余金繰越額 2 その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、次に掲げる 科目をもつて掲記しなければならない。 一 その他資本剰余金を処分した場合には、その内容は、次に掲げる 第百十五条 (略)	2 (略)
三・四 (略) 三・四 (略) 一 (略) 一 (略) 三・四 (略) 三・四 (略) 三・四 (略) 三・四 (略)	(新設)	2 (略) (利益処分額の区分表示) (利益処分額の区分表示) (利益処分額の区分表示) (利益処分額の区分表示) (利益処分額の区分表示)

ļ

- 1 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」様式

光		出		须					E H	3			Û			
樣式第二号 【貸借対照表】								式第二号 貸借対照表】								
			前事業年 成 年 /	·度 月 日)		当事業年成 年 月						葉年度 成 年 /	月 日)	当事業 (平成	年度 年 月	日)
区分	注記 番号	金額	1(円)	構成比 (%)	金額	!(円)	構成比 (%)	区	分	注記番号	金額	(円)	構成比 (%)	金額	(円)	構成比 (%)
資産資質 (* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		2 任意積立金 中間配当 ・・・・・ 3 当期未処分 (又は当期未分 その他の (又は欠損 資	資本剰余金 を積・・・・ 会積・・・・ 会積・・・・ 会積・・・・ がはまり、		* * * * * * * * * * * *	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		× × × × × × × × ×	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	

 以
 出

 (4)
 (4)

 (5)
 (6)

(規則)様式第六号

【利益処分計算書】

			前事	業年度 月日)	当事業年度 (平成 年 月 日)		
区	分	記号番号	金額	(円)	金額(円)		
当期未処分利益 利益処分額 利益準備金	i		×××	×××	× × ×	×××	
配当金 役員賞与 資本金			× × × × × ×		× × × × × ×		
任意積立金 ・・・・・・ ・・・・・・	・積立金 ・・・・		× × × ×	×××	× × × × × ×	×××	
次期繰越利益				×××		×××	

(記載上の注意)

- 1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金繰越額について、当期未処分利益の処分に準じて記載すること

(規則)様式第六号

【利益処分計算書】

			前事第	業年度 月日)	当事業年度 (平成年月日)		
区	分	記号番号	金額	(円)	金額(円)		
当期未処分和 利益処分額	J益			×××		×××	
利益準備金	<u>:</u>		×××		×××		
配当金			×××		×××		
役員賞与			×××		×××		
資本金			×××		×××		
任意積立金	Ē						
	・・積立金		×××		×××		
	• • • •		×××	×××	×××	×××	
次期繰越利益				×××		× × ×	

0

 以
 出

 数
 E

(規則)様式第七号

【損失処理計算書】

			前事第	業年度 月日)	当事業		
区	分	記号番号	金額	(円)	金額(円)		
当期未処理損 損失処理額 任意積立金 ・・・積立	取崩額		×××	×××	×××	×××	
利益準備金	取崩額		×××	× × ×	×××	× × × × × ×	
次期繰越損失				×××		×××	

(記載上の注意)

- 1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期未処理損失の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- 2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金繰越額について、当期未処分利益の処分に準じて記載すること

(規則)様式第七号

【損失処理計算書】

			前事第	業年度 月日)	当事業		
区	分	記号番号	金額	(円)	金額(円)		
当期未処理損 損失処理額 任意積立金				×××		×××	
···積	立金取崩額・・・・・・		× × × × × ×	×××	× × × × × ×	×××	
<u>その他の</u> <u>取崩額</u> 利益準備 資本準備				× × × × × ×		× × × × × × × × ×	
次期繰越損失				×××		×××	

	投	Н	偢		逍	Ţ	
--	---	---	---	--	---	---	--

(規則)様式第十二号 【資本金等明細表】

区分			前期を	卡残高	当期均	曽加額	当期》	咸少額	当期	末残高
資本金(円)										
資本金のうち既発行 株式		(株)	()	()	()	()
		(円)								
		(株)	()	()	()	()
		(円)								
	計	(株)	()	()	()	()
	計	(円)								
※★淮供会11.71.7.7.7		(円)								
<u>資本準備金及びその</u> 他資本剰余金		(円)								
	計	(円)								
利共准件令乃75/万辛		(円)								
利益準備金及び任意 積立金		(円)								
	計	(円)								

(記載上の注意)

- 1.~3. (略)
- 4. <u>資本準備金及びその他資本剰余金</u>についての区分欄には、その発生源泉の区分<u>(資本準備金にあつては、株式払込剰余金、合併差益等の別、その他資本剰余金にあつては、資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益等の別)を記載すること。</u>
- 5. <u>資本準備金及びその他資本剰余金</u>について当期増加額がある場合には、その発生の原因の 概要を欄外に記載すること。また、<u>資本準備金及びその他資本剰余金</u>について当期減少額が ある場合には、資本組入れ等による減少の理由を欄外に記載すること。
- 6. (略)

(規則)様式第十二号 【資本金等明細表】

区分			前期	末残高	当期	増加額	当期	咸少額	当期	末残高
資本金(円)										
		(株)	()	()	()	()
資本金のうち既発行 株式		(円)								
		(株)	()	()	()	()
		(円)								
	計	(株)	()	()	()	()
	計	(円)								
資本準備金及びその		(円)								
世の資本剰余金		(円)								
	計	(円)								
利益準備金及び任意		(円)								
利益年備並及び任息 積立金 		(円)								
	計	(円)								

(記載上の注意)

- 1.~3. (略)
- 4. <u>資本準備金及びその他の資本剰余金</u>についての区分欄には、その発生源泉の区分<u>(株式払</u> <u>込剰余金、減資差益、合併差益、国庫補助金等の別)</u>を記載すること。
- 5. <u>資本準備金及びその他の資本準備金</u>について当期増加額がある場合には、その発生の原因の概要を欄外に記載すること。また、<u>資本準備金及びその他の資本剰余金</u>について当期減少額がある場合には、資本組入れ等による減少の理由を欄外に記載すること。
- 6. (略)